



庄東用水だより

2023
第20号

令和5年6月発行

【発行】 庄東用水土地改良区 〒939-1401 砺波市東保978番地3 TEL/0763-37-0010 FAX/0763-37-0015
MAIL/shoyokai@pl.tst.ne.jp URL/http://www.tym-midori.net/syoutou/



水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）芹谷野2期地区

目次

1. 庄東用水土地改良区理事長あいさつ／臨時総代会 2p
2. 通常総代会／令和3年度財務状況の公表 3p
3. 令和5年度収支予算／事業計画 4p
4. 庄東用水土地改良総代および役員を選出 5p
5. 事務局からのお知らせ 6p

就任のご挨拶



庄東用水土地改良区理事長 朴木 豊昭

組合員の皆様には、日頃から当区の運営と農業農村整備事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し申し上げます。

今回、任期満了に伴う総代及び役員選挙が執行され、総代60名・役員26名(理事22名、監事4名)が当選されました。また、役員体制が3月23日の組織役員会において決定され、引き続き理事長の重責を担う事となりました。もとより微力ではありますが、当区の運営に誠心誠意努める所存でございますので、今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、3月16日開催の第25回通常総代会では、令和5年度の事業計画、並びに一般会計・特別会計収支予算の承認をいただきました。

当区の重点事業として、これまで庄東地域をはじめ「庄川右岸地域の幹線用水路の改修事業について」富山県、関係市および関係機関に要望してまいりました。すなわち、針山口六ヶ用水路と中田口用水路について、建設後約60年経過し、老朽化による漏水や豪雨による溢水被害もあり、早期の改修計画の策定と事業化を要望したものです。本事業の推進を図るため、令和3年8月5日に「庄川右岸地域用排水対策促進協議会」(会長・高岡市長)が発足し、早期の事業採択と工事着手を国、県などに強力に要望してまいりましたところ、令和5年4月24日付で防災減災事業針山口六ヶ用水地区の事業計画が確定いたしました。当区としては今後とも事業推進に最大限の努力をしてゆくこととしております。

また、芹谷野用水路では、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の1期地区として中流部を改修し、現在、令和3年度から6年度の予定で下流部の改修工事を2期地区として進めております。

一方、芹谷野および三合新発電所の稼働につきましては、年間を通し安定した流量で発電できるよう日夜管理し、引き続きその収益で組合員の皆さんの負担の軽減に努めてまいります。

今後とも新体制のもと、組合員の皆様方のご意見や情報の共有を積極的に行い、更なる事業推進に反映できるように努めてまいりますので、一層のご支援とご協力をお願いします。

第24回 臨時総代会の開催

開催日 令和4年11月30日(水)

場 所 東般若農村振興会館

総 代 数 59人

出席者数 57人(内、書面議決14人)

提案された議案はすべて議決されました。



(朴木理事長挨拶)

附議事項

議案第1号 令和3年度事業報告・一般会計及び特別会計収支決算並びに財産目録の承認について

議案第2号 令和4年度一般会計及び特別会計補正予算の議決について

議案第3号 定款及び規程の一部改正の議決について

議案第4号 農村地域防災減災事業(用排水施設整備事業)針山口六ヶ用水地区新規施行の議決について

議案第5号 土地改良施設維持管理適正化事業(第47期生)新規施行の議決について

第25回 通常総代会の開催

開催日 令和5年3月16日(木)
 場 所 東般若農村振興会館
 総 代 数 60人
 出席者数 59人(内、書面議決13人)
 提案された議案はすべて議決されました。



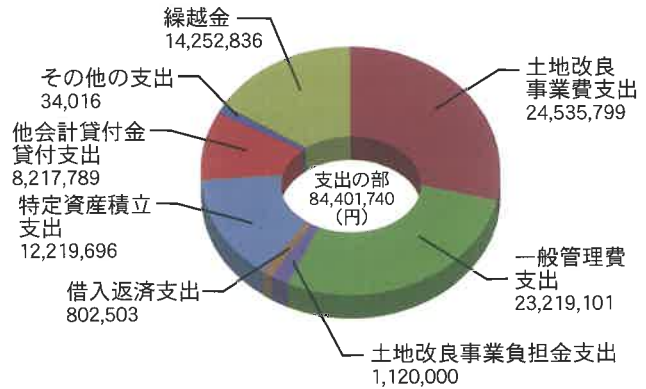
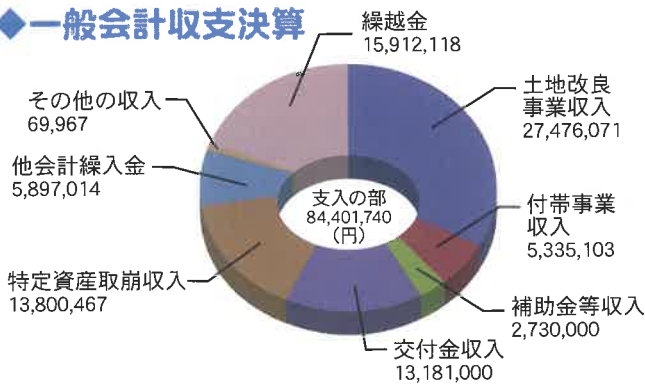
(大井議長挨拶)

附議事項

- 議案第1号 庄東用水土地改良区定款の一部改正の議決について
- 議案第2号 令和5年度事業計画・一般会計及び発電事業会計収支予算(案)について
- 議案第3号 令和5年度 組合費の賦課徴収の議決について
- 議案第4号 令和4・5年度 長期借入金の変更及び議決について
- 議案第5号 令和5年度 農地転用決済金の議決について
- 議案第6号 令和5年度 積立金及び余裕金の預入先の議決について
- 議案第7号 令和5年度 一時借入金の議決について
- 議案第8号 令和5年度 役員並びに総代報酬及び費用弁償の議決について
- 議案第9号 役員選挙について

令和3年度財務状況の公表 (令和4年5月31日調整)

◆一般会計収支決算



令和3年度 発電事業特別会計収支決算

収入の部 (単位:円)

科 目	芹谷野発電所	三合新発電所	合 計
発電事業収入	24,370,770	16,711,474	41,082,244
雑収入	355	245	600
他会計借入金借入収入	3,806,925	4,410,864	8,217,789
繰越金	6,447,127	4,599,578	11,046,705
合 計	34,625,177	25,722,161	60,347,338

支出の部 (単位:円)

科 目	芹谷野発電所	三合新発電所	合 計
発電事業費	5,655,994	2,725,980	8,381,974
一般管理費	860,153	454,133	1,314,286
借入金返済支出	9,998,646	8,715,164	18,713,810
支払利息支出	455,059	263,490	718,549
特定資産積立支出	7,000,000	5,775,000	12,775,000
雑支出	225	152	377
他会計繰出額	4,208,198	1,688,816	5,897,014
繰越金	6,446,902	6,099,426	12,546,328
合 計	34,625,177	25,722,161	60,347,338

令和3年度 財産目録 (令和4年3月31日現在)

(1) 資産の部 (単位:円)

1. 流動資産	26,894,839
・現金及び預金	26,799,164
・未収賦課金等	95,675
2. 固定資産	1,117,723,482
・所有土地改良施設	916,978,300
・土地改良施設用地等	10,841,199
・発電会計積立資産	54,964,328
・一般会計積立金資産	87,528,480
・その他固定資産	47,411,175
資産合計	1,144,618,321

(2) 負債の部 (単位:円)

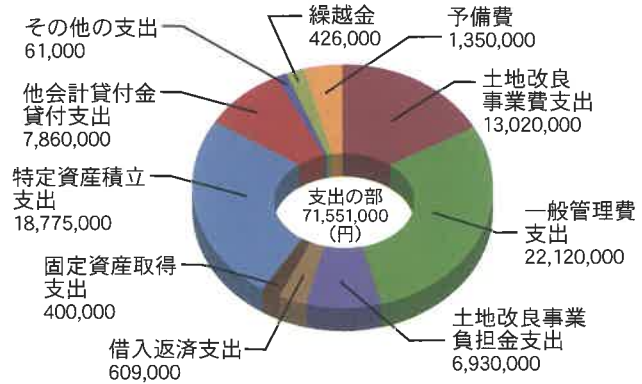
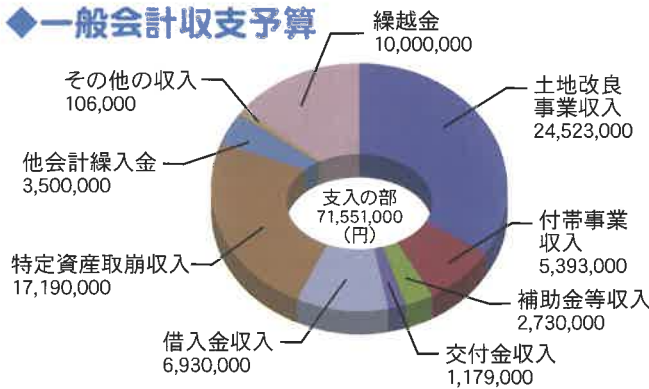
1. 流動負債	858,000
・短期未払金	858,000
2. 固定負債	223,756,249
・一般会計長期借入金	5,889,264
・発電会計長期借入金	183,438,586
・他会計長期借入金	25,219,120
・適正化事業拠出金長期未払金	858,000
・職員退職給付引当金	870,120
・役員退任慰労引当金	3,417,500
・修繕引当金	4,063,659
負債合計	224,614,249

(3) 正味財産の部 (単位:円)

920,004,072

令和5年度収支予算

◆一般会計収支予算



令和5年度 発電事業特別会計収支予算

収入の部 (単位:円)

科目	芹谷野発電所	三合新発電所	合計
発電事業収入	17,000,000	16,000,000	33,000,000
他会計借入金借入収入	3,730,000	4,130,000	7,860,000
その他の収入	5,000	5,000	10,000
繰越金	1,130,000	6,080,000	7,210,000
合計	21,865,000	26,215,000	48,080,000

支出の部 (単位:円)

科目	芹谷野発電所	三合新発電所	合計
発電事業費	5,294,000	6,050,000	11,344,000
一般管理費	1,710,000	1,710,000	3,420,000
借入金返済支出	10,110,000	8,700,000	18,810,000
支払利息支出	380,000	240,000	620,000
特定資産積立支出	2,500,000	3,375,000	5,875,000
雑支出	4,000	4,000	8,000
他会計繰出額	500,000	3,000,000	3,500,000
繰越金	867,000	2,136,000	3,003,000
予備費	500,000	1,000,000	1,500,000
合計	21,865,000	26,215,000	48,080,000

令和5年度事業計画

(単位:千円)

事業区分	事業名	地区名	工種	事業量	事業費
団体営	県単独農業農村整備事業	三合新地区	管理道路工	137m	1,700
団体営	県営造成水利施設管理強化事業	庄川沿岸地区	施設管理業務	1式	2,730
県 営	農村地域防災減災事業	針山口六ヶ用水一期地区	測量設計・用地買収補償	1式	130,000
県 営	県営水利施設等保全高度化事業	芹谷野2期地区	水路補修工	445m	60,122

庄東用水土地改良区総代 および役員の選出

任期満了に伴う土地改良区総代および役員選挙が
執行され、当区の体制が決定しました。



(新役員)

【総代】

任期：令和5年2月27日～令和9年2月26日

総代60名

選挙区	氏 名	選挙区	氏 名	選挙区	氏 名	選挙区	氏 名
第1選挙区 砺波市雄神	小 谷 秀 三	第2選挙区 砺波市般若	坂 井 計 夫	第4選挙区 砺波市東般若	江 成 俊 昭	第5選挙区 高岡市中田	高 田 勝 則
	有 澤 隆 三		南 章 史		石 井 清 人		高 桑 忍
第2選挙区 砺波市般若	武 田 榮 一	第3選挙区 砺波市梅檀野	島 田 貴 久	第5選挙区 高岡市中田	森 田 一 秋	第6選挙区 射水市櫛田	中 原 守 晃
	大 井 幹 男		藤 原 実 典		三 屋 輝 夫		中 窪 好 晃
	山 森 武 夫		田 中 克 典		油 石 幸 夫		大 坪 登 喜 夫
	辻 昭 男		小 嶋 五 男		中 島 久 夫		大 塚 良 一
	久 田 純 一	吉 田 尚 司	瀧 田 統 之		河 内 順 二		
	安 藤 一 明	永 田 又 郎	沖 田 幸 雄		高 田 昇 治		
	安 念 英 憲	福 島 将 晃	中 山 寛 之		川 邊 由 治		
	村 岡 剛 至	朴 木 裕 晴	島 田 毅 勤		堀 安 宏		
開 田 哲 弘	明 嵐 隆 行	中 島 堅 二	坂 上 英 成				
林 浩 二	竹 端 春 進	渡 邊 信 之	堀 荒 木 徳 次				
林 紘 二	宮 越 進 明	酒 井 信 之	堀 井 謙 二				
八 田 昭 夫	吉 水 善 明	松 下 哲 正	藤 井 西 寿				
	宮 崎 義 浩	山 本 信 治	寺 西 和 弘				

【役員】

任期：令和5年4月1日～令和9年3月31日

理事22名 監事4名

役職(選挙区)	氏 名	役職(選挙区)	氏 名	役職(選挙区)	氏 名
理事長(梅檀野)	朴 木 豊 昭	理事(雄神)	村 井 武 志	理事(中田)	柳 清 義 光
副理事長(中田) 庶務会計担当	三 屋 勉	〃 (般若)	八 田 哲 郎	〃 (中田)	篠 田 己 千 夫
		〃 (般若)	林 多 均	〃 (櫛田)	中 野 忠 雄
副理事長(雄神) 工事管理担当	上 田 昭 二	〃 (梅檀野)	遠 田 克 己	〃 (櫛田)	池 原 安 則
		〃 (東般若)	前 山 明 秀	〃 (櫛田)	中 村 甚 八
三合新用水 管理委員長(般若)	片 山 雅 喜	〃 (東般若)	吉 田 孝 夫	理事 計 22名	
		〃 (東般若)	松 浦 武 利	総括監事(櫛田)	山 本 浩 詞
芹谷野用水 管理委員長(般若)	坂 井 富 一	〃 (中田)	坂 井 泰 則	監事(雄神・般若)	辻 栄 修
		〃 (中田)	浅 野 與 志 治	〃 (梅檀野・東般若)	武 田 仁 志
針山口用水 管理委員長(東般若)	中 山 晃	〃 (中田)	今 川 信 朗	〃 (中田)	高 田 浩 平
		〃 (中田)	岡 田 義 巳	監事 計 4名	

お悔やみ

雄神地区総代 小谷秀三さんが去る3月30日にご逝去されました。小谷さんは平成31年3月から総代に就任
いただきご尽力を賜りました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

事務局からのお知らせ

令和5年度 賦課金納入について

- 賦課基準日 令和5年4月1日現在の土地原簿に記載された土地の地積
- 賦課徴収額 各地区毎の賦課金の単価による。
- 徴収時期 第一期 令和5年 5月10日（賦課金額の50%）
第二期 令和5年 10月10日（賦課金額の50%）
- 徴収期限 第一期 令和5年 5月31日
第二期 令和5年 10月31日
- 賦課金総額が2万円未満の場合は、第一期に全額納入となります。

※口座引落のご案内

通帳の記入によって、領収書とかえさせていただきます。なお、領収書が必要な場合は当事務局まで連絡ください。

令和5年度 賦課金・転用決済金について（単位：円/10a）

地区別	農 地			転用決済金	宅 地 協力金
	經常賦課金	特別賦課金	合 計		
三合新地区	1,200	500	1,700	全区域 64円/m ²	1,200
芹谷野地区	一般地区	500	1,700		1,200
	般若(四ヶ村)	664	360		1,024
針山口地区	一般地区	500	1,700		1,200
	般若(三ヶ口)	664	232		896

組合員の資格取得・喪失等の届出について

次の事項に該当した場合は、土地改良区への届出が義務付けられています。

- ★農業者年金を受けるため経営移譲したとき。
- ★組合員の死亡により農地を相続したとき。
- ★住所や組合員名を変更するとき。
- ★農地の売買、贈与、交換などで名義変更があったとき。

農地転用の申請・届出について

◎農地を宅地などに転用する場合は、土地改良区の地区から除外するための「地区除外申請」や土地改良区の「意見書」が必要です。（転用決済金による処理をしますので、次年度以降の組合費の納入はなくなります。）

- ・農地を宅地、作業所、駐車場、資材置き場などに転用するとき。
- ・公共事業用地（道路、河川など）に転用するとき。

他目的使用の申請について

▲定款第4条第3項の規定により、当区が管理する土地改良施設を、事業目的を妨げない範囲内で他の目的外に使用する場合、「他目的使用承認申請書」を提出してください。当区の他目的使用及び手数料徴収規程により使用料がかかります。

※届出用紙はホームページからダウンロードできます

庄東用水土地改良区の地区別受益面積と組合員数（令和5年4月現在）

地区名	受益面積(ha)	組合員数(人)
三合新用水	57.28	86
芹谷野用水	720.49	1,186
針山口用水	689.91	929
計	1,467.68	2,201

※設立年月日 平成15年2月3日(認可番号 富士改区498号)